



information
年金

問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823

砂川年金事務所 ☎52-2144

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職などになった場合には、国民年金第1号被保険者(または第3号被保険者)への切替え手続きが必要です。



産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月の国民年金保険料が免除になります。

出産予定日の6カ月前から手続きができます。

対象となる方 国民年金1号被保険者の方
※妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です。
死産・流産・早産を含みます。

【届出の際の確認書類】

- 出産前の届出
出産予定日が確認できる、母子健康手帳などが必要
- 出産後の届出
マイナンバーを利用し、確認を行うため不要
※死産、流産などの場合は、確認ができないため必要

**年金の手続きは、
市役所や年金事務所で
お早めをお願いします。**



マイナポータルを利用した電子申請のご案内

上記の届け出を電子申請で行なうこともできます。

【電子申請のメリット】

- 時間にとらわれず、夜間・休日、24時間いつでも届け出できる
- 自宅や職場など場所を問わずどこでも届け出できる
- 移動時間や待ち時間がなく、郵送コストなども削減が期待できる

マイナポータル

<https://myna.go.jp/>



【ご用意いただくもの】

- ▶ マイナンバーカード
- ▶ 設定した数字4桁のパスワード
(利用者証明用電子証明書パスワード・券面事項入力補助用暗証番号)



information
市税等収納向上

問合せ

納税係 ☎32-2219

財産の差押えを行ないます

今年度の固定資産税第1期と軽自動車税の納期限が6月2日までとなっていましたが、納付をお忘れの方はいませんか？

納付方法が増え、金融機関などに足を運ばなくても、口座振替やコンビニ納付、キャッシュレス納付などで納付ができるようになってきていますが、まだ納付されていない方がいます。

税務課では、納付されていない方に対し預金や給与、不動産を中心に差押えを行なっています。大切な車なども対象となり、財産が見当たらない場合は、家の中を捜索することにもなります。

何らかの理由で納付が難しい場合は、納税係まで連絡・相談ください。連絡や相談がない場合は差押えを行ないます。

◇今月の納税 納期限 6月30日(月)まで

税目	期	相談窓口
市道民税	第1期	税務課納税係 ☎32-2219
介護保険料	第2期	介護健康推進課 介護保険係 ☎32-2217



差押えにより運ばれる車両



タイヤロックされた車両



年に1回

国保特定健診・後期高齢者健診を受けましょう

国保特定健診・後期高齢者健診は、国が定めた年に1回の健康診断です。

健診を受けることで、病気の兆候がないという安心や無症状の病気の早期発見、早期治療につながります。

STEP 1 電話で予約



詳細は、受診券に同封のチラシをご覧ください。

①あかびら市立病院	☎32-3211
②佐々木内科クリニック	☎32-5516
③平岸病院	☎38-8331
④勤医協芦別平和診療所	☎0124-22-2685
⑤滝川市立病院	☎22-4311
⑥おおい内科循環器クリニック	☎23-8880
⑦札幌がん検診センター	☎011-600-0873
⑧北海道健康管理センター	☎011-200-4811
⑨旭川がん検診センター	☎0120-972-489

がん検診を同時に受けることもできます

がん検診料金 各 500 円

- ①・⑦・⑨は胃・肺・大腸がん検診
- ⑦・⑨は乳・子宮頸がん検診



医療機関にかかっている方も、かかっていない方も健診を受けてください。

医療機関にかかっている方も、普段は調べない検査が受けられたり、血液検査の一部が無料になったりします。

STEP 2 受診する



持参するもの

- 資格確認書(保険証)またはマイナ保険証
- 健診受診券
- 質問票

検査内容

医師の診察、身長・体重・腹囲測定・血液検査(血糖、血中脂質、肝機能など)、尿検査(糖、タンパク)

STEP 3 結果が届く

健診結果票は、各医療機関・健診機関から郵送され、2週間～1カ月程でお手元に届きます。

STEP 4 特典を受取る

健診結果票を医療保険係へご持参ください。次のプレゼントをお渡しします。

- 受診された方全員に「燃やせるごみ袋20リットル10枚」
- 令和6年度と7年度の2年連続で受診された方には、さらに「生ごみ袋1.5リットル40枚」
- ※代理の方でも受取りできます。
- ※受取期限は令和8年4月17日までとなります。

窓口での世帯主の確認、代理人の確認を行なっています

国民健康保険の申請などの際、世帯主の確認と被保険者の確認を行なっています。世帯主(本人)確認に必要なものは、下記のとおりです。(いずれも有効期限内のものに限る)

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- パスポート
- 身体障害者手帳



または

- 公的医療保険の資格確認書(健康保険証)
 - 介護保険被保険者証
 - 年金手帳など官公庁が発行したもの
- など写真の付いていないものは2点

代理人が手続きされる場合、上記のほか代理人の方の身元確認できるものが必要となります。

後期高齢者医療も同様に、本人確認・代理人の確認を行なっています。